

平成 29 年度千葉県県土整備公共事業評価審議会 議事録

1 会議の日時 平成 30 年 3 月 19 日（月）午後 1 時から午後 6 時

2 場 所 千葉県庁南庁舎 4 階県土整備部会議室

3 出席者

(1) 委員

轟朝幸、二瓶泰雄、渡部大輔、高橋岩仁、二村真理子、吉村晶子、明智忠直
(名簿順、敬称略)

(2) 県土整備部幹部職員

野田県土整備部長、行方都市整備局長、清水県土整備部次長、柴田県土整備部次長、
保坂県土整備部次長、生稲県土整備政策課長

(3) 関係課

河川環境課、河川整備課、道路整備課、港湾課、市街地整備課、公園緑地課、
県土整備政策課（事務局）

4 審議会に付した議題

(1) 会長及び副会長の選任等について

(2) 評価実施要領に基づく評価を実施する事業について

(3) その他

5 議事の概要

議事（1）会長及び副会長の選任等について

- ・千葉県行政組織条例第 30 条の規定により、委員の互選で轟委員を会長に選任
- ・千葉県行政組織条例第 30 条の規定により、委員の互選で二瓶委員を副会長に選任
- ・審議状況の公開について確認（千葉県県土整備公共事業評価審議会運営規程第 7 の規定により、今回の 11 件について公開で審議することを確認）
- ・傍聴者の入室（傍聴者 0 名、報道関係者 2 名）

議事（2）評価実施要領に基づく評価を実施する事業について

①社会資本整備総合交付金（河川事業） 一級河川利根川水系印旛沼（再評価）

〈事業担当（河川環境課）より事業内容を説明〉

○轟会長：それでは、本件について御審議をいただきたいと思います。御意見、御質問ございませんでしょうか。

○委員：まず、事業全体としては、これは非常に大事なことで、着実にやっていていただきたいと思っています。細かいことで、11 ページでウェブアンケートをとられていて、回収票数と有効回答に結構な差があると思ったのですが、有効でなかった回答というのはどういう回答だったのですか。

●事業担当：有効でない回答の中には、そもそも支払う意思がないというか、この方法では回答できないといったような回答ですとか、今回の質問で聞いているのが、環境改善の事業に対して治水の事業が必要であるというような観点を示されたり、聞いていることと回答がずれてしまったようなものがありました。また、そもそもこれだけの情報では回答できな

い、あるいは世帯からの負担金という形で回答することに反対だというような、こちらとして回答として認められないようなものを抵抗回答、無回答として排除させていただきました。

○委員：わかりました。

○委員：手短に2点。今、アンケートのところが出ましたので、シートの10枚目、事業の投資効果の便益の算定のところですが、これは手引きに書いてあることなのでしょうか。状況Aと状況Bの比較の時に、費用便益分析の場合にはウィズ・ウィズアウト原則というものがありまして、その整備の後、例えば何年に整備が終わりますという状況において、整備をしなかった場合とした場合を比較します。ですから、前後になるとちょっと時間の経過が出てしまうので、ウィズ・ウィズアウトでやるのが通常のやり方ではないかなと思うのですが、御確認いただければと思います。

それから2点目ですが、シートの15ページ目のところで、前回再評価時との比較のところに総費用143.7億ということで、前回の想定される総費用と比べてかなり多くなっているように思えるのですが、費用増の要因等を分析されていましてら教えてください。

●事業担当：1点目、アンケートでウィズ・ウィズアウトの話ですけれども、まず、アンケートの中では最初に事業の概要、それから事業による効果等を説明させていただいて、こういった写真等も示しながら、事業をやった場合、やらなかった場合ということでお示しさせていただいております。

次に、費用対効果の前回と今回の比較で、総費用に大きな差が出ているというところです。今手元に細かな算定表がありませんが、いわゆる社会的な割引率というのをずっと掛けていきますので、残事業の期間が長いほど、実はその部分が低減していくような形になるかと思えます。この5年間におきまして投下された事業についても、今度は逆に社会的割引率を掛けることによって影響が出てまいります。そういったことからの影響ではないかと考えますが、済みません、前回のバックデータがないので、今考えるにそのようなことであろうかと思っております。

○轟会長：よろしいですか。若干やはり費用が増えているのが気になりますので、コスト縮減ということ、これはテクニカルに評価年度が変わって、これまで投入した部分が割引率で大きくなっているだけですか。今の御回答はそういうことですか。

●事業担当：はい。

○轟会長：それであればいいですが、実際に費用が増えているわけではないということですか。

●事業担当：総事業費については、前回も今回も150億ということでは変わってございません。いわゆる総事業費ですので、それを各年次にどれだけ投下していくかということで、それを現在価値化させていく場合の社会的割引率ですとか、既存のものに対してはデフレーターを掛けたりというところの影響かと考えております。いずれにしても、いわゆる生の投資額としての総事業費150億に関して変化はございません。

○委員：ちなみに、今回の評価に関しては、基準年は29年であると考えてよろしいですね。

●事業担当：はい。

○委員：わかりました。ありがとうございます。

○轟会長：そうですね、12ページに基準年と書いてありますので、29年でよろしいですか。

●事業担当：基準年については、今回は平成 29 年、前回については平成 24 年ということになってございます。

○委員：全体としては非常に重要な事業だと思いますので、速やかに進めていただければ、より効果が得られる時間が長くなるのかなと思っているのですが、質問は 2 点ございまして、1 点は、工事着手年度が平成 16 年度で、工事終了年度が平成 42 年度ということですが、5 枚目のスライドを拝見しますと、例えば植生帯造成が、全体計画 12.1km に対して平成 24 年度までの約 8 年間で 1.5km、それから平成 29 年度、その後の 5 年間で約 0.5km という進み方で、浚渫の方は 67 万 m³ に対して平成 24 年度までの 8 年間で 7.2、その後の平成 29 年度までの 5 年間で 3.5 というのは、平成 42 年度までに全体が終わるのかどうかというところがございまして、こういったことは早く進めばそれだけ水質改善も進むと思いましたが、そのあたりの状況を教えていただきたいのが 1 点でございます。

もう 1 点は、先ほどから話に出ております 11 ページの便益の算定の話ですけれども、ウェブアンケート方式ということですから、素朴に考えるとある程度意識のある方が答えるケースが多いのかなということと、先ほどの回答に負担できない方は回答から外しているという話もございましたので、それからすると若干高目に出るのかなということが考えられます。それと、有効回答 382 票というのが流域人口 78 万人に対して非常に小さいので、そのあたりは手引きに沿っている形になっているかどうかということが 2 点目の質問でございます。

●事業担当：1 点目の事業の進捗状況と今後の総事業費との考え方でございます。まず 1 つには、事業採択になってから実際に進めていくまでの間に、いろいろと水質改善効果を検討会に諮ったり実験的に行ったりというところで、なかなか一気に進むという状況ではなかったというのはございます。一方で、また事業費ですので、私どもが要求するといいますか、必要とするものが 100%きちんと毎年確保するのはなかなか難しいと思っております。ただ、いわゆる検討会での検討も進んでおりますし、今後、そういった研究開発の成果も得ながら、よりコスト縮減に向けていくことと、予算獲得には努力しながら、一歩ずつでも事業を進めていきたいと考えております。

実際に、今、費用対効果の費用を計算するときには、事業期間の後年度のほうに大分大きな事業費を投入するような形で、今のところは確かに計算してございます。そういう状況であることは申し上げます。

もう 1 点、CVM のアンケート調査による有効回答数の話でございます。まず、ここについては専門的なところですが、手引に沿っていきますと、何件かの研究がございまして。例えば、その標本母数につきましても、聞き方によっては、50 票あればいいよというものとか、300~400 必要と幅のある説明があるのですけれども、幾つかを見ますと 300 ぐらいあればという書き方もございます。今回については、前回の予備調査を行ったところは省略した部分でございまして、このようなやり方になってしまいました。とはいえ、流域人口が多いですけども、有効回答数が何%ということではなくて、抽出した回答票に対して、その幅を持たせた選択肢もありますので、その変動幅の安定性ということから 300 程度あればという手引の説明もございまして、それをもって今回の評価とさせていただきます。

○委員：はい、わかりました。残りの年度で植生帯の造成が 10km 以上と、浚渫が 50 万 m³ ほど

ありますけれども、頑張ってください。

- 轟会長：2点目は若干テクニカルな話で気にはなりますが、信頼性ですね、ここに誤差がどのくらい含んでいるか。下振れして便益が小さくなってしまったときに1を切らないかどうかというのがポイントで、3. 幾つですので今回の場合には大丈夫な気がしますが、やはりそういった検討もしっかりしていただきたいと思っていますところでは。
- 委員：今の1つ目の質問にも関係するのですが、今回の施策メニューが3つありまして、最後の浄化施設というところに関して、全体計画1カ所ですが、まだ整備されていないということがあります。水質を改善するという意味で、この3つのメニューの中で一番直接的な効果があるのかなと思うのですが、こういった施設をいつ、どこに造るのかということ、もちろん費用対効果ですとかそういったこともあると思うのですが、現段階で計画がありましたら教えていただきたいと思います。
- 事業担当：浄化施設については、今具体的にこの場所でこんなものというのはございません。ただ、浄化効果で言いますと、有機汚濁については、流入河川と沼の中の水質をCODで見ると、流入河川のほうが低い状態です。沼に入るとCODは高くなります。一方で、栄養塩が河川水質の方が高く、沼の方が低くなっているという状況もございまして、通常の浄化施設で汚濁物質だけを取るのではなかなか効果も少ないのではないかと。そうすると、隣の流域の手賀沼では、リンに着目した直接浄化というか除去事業をやっていますが、その量というのも、実は沼のいわゆる貯留水の総ボリュームから見ると微々たるものということになります。そうしたことも含めて、どういったものを対象にして、どこに設置していくのが効果的かというのは、これから具体的に検討したいと思っております。
- 委員：今後も進捗としてかなり長距離というか、広域を範囲としておりますので、浄化施設や対象物質も含めて効果的な配置等をしていただけると、劇的かはわかりませんが、水質改善につながると期待しておりますのでよろしくお願いします。
- 委員：今の関係してですけれども、1つは、印旛沼全体で言うと、いろいろなことをやっているのですが、なかなか水質が良くなっていないという事実がはっきりあって、まずデータを良くしなければというのはもちろんあるのですが、こういう浄化施設で、スポット的でもいいので、こういうふうにやればきちんと良くなるという事例を作っていくことは非常に大事なので、先ほどのお話だと植生帯や底泥浚渫はまだできていないですけれども、浄化施設の話優先的に考えていただくと非常に良いのではないかと話です。もう1つは、水質の指標として、今まで公共用水質データでとられていた点だけの評価になってしまって、浚渫した場所や植生帯を整備した場所での評価は本当はどうなっているのかという状況です。もう少し細かくやるべきではないかと思うので、次からやられるところでは、モニタリングの部分でも少し工夫される必要があるのではないかと思います。
- 轟会長：よろしいでしょうか。いろいろエンカレッジも含めてあるのですが、この辺りでまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- それでは、意見をまとめさせていただきます。社会資本整備総合交付金事業一級河川利根川水系印旛沼について、対応方針案のとおり継続することについて了承することによってよろしいでしょうか。

(異議なし)

○轟会長：それでは御異議がありませんので、対応方針案のとおり継続と決定いたしました。

なお、今さまざまな御意見ありました点について、参考に事業を進めていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

②社会資本整備総合交付金（河川事業） 一級河川利根川水系旧江戸川（再評価）

〈事業担当（河川整備課）より事業内容を説明〉

○轟会長：それでは、本件について審議を願います。御質問、御意見をお願いしたいのですが、皆さんから何かございますでしょうか。

○委員：残事業の便益は全部完成してからのことだと思うのですが、進捗について、工事着手が平成5年度で、工事終了年度が平成38年度になりますので、これまでの25年間で24%しか来ていないということは、残り8年で出さないと、ここで書いてある残事業の便益が出ないと思うのですが、そのあたりの進捗についての状況と見通しについて教えてください。

●事業担当：おっしゃるとおりでございまして、最近、河川事業の事業費がちょっと伸び悩んでいるところもございまして、進捗については、今、年間数億程度の事業費で進めているところもございまして、こちらについては重点事業ということもございまして、予算が重点的につく箇所でございますので、事業費はできるだけ増やしながら進めていきたいと思っておりますが、若干苦しいところは正直あるところでございます。

○委員：高潮は非常に恐ろしい災害ですので、是非とも頑張ってくださいたく、私たちも大学で高潮の恐ろしさを伝えていきたいと思っております。

○轟会長：ちょっと関連して私から、19ページに事業の進捗の見込みで、用地買収を要しないと書いてあるのですが、これは堤外地でも用地の買収は必要ないということですか。

●事業担当：用地の買収は必要ございません。ただ、港がありまして、船が泊まっている関係で、その調整に時間を要しているところがありますので、若干まだらな形になっているところでございます。

○委員：これはコメントですけれども、先ほど御説明ありましたけど、結局右岸側の東京都側はもう既に工事を進められているということで、被害があるとすれば千葉県側だと思いますので、これは着実に、かつ早目にやっていたらいいかと、結局バランスの問題で水害は決まってしまうので、是非やっていたらいいと思います。

○轟会長：是非お願いしたいと私も思いました。東京側が強固になると、全部こちら側に被害が来ますので、被害が余計大きくなるのではないかと私も思いましたので、よろしく願いいたします。

今回は高潮の件で、地震の耐震もやっているのですが、この地域は津波の被害というのはないでしょうか。

●事業担当：今現在津波対策、千葉県ではL1では進めていくと考えているところで、今九十九里の方を実施しているところでございます。東京湾につきましてはL1の高さがある程度低いということで、高潮の堤防よりも低いという状況なので、その点は今のところ心配していません。

○轟会長：地震が起きてそのまま津波があると被害が大きいかなと思ってお伺いしました。

それでは意見をまとめたと思います。反対意見はございませんでしたので、社会資本整備総合交付金事業一級河川利根川水系旧江戸川について、対応方針案のとおり継続とすることに了承するということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○轟会長：それでは異議なしということですので、本審議会の意見は対応方針案のとおり継続ということに決定いたしました。

③社会資本整備総合交付金（河川事業） 一級河川利根川水系真間川（再評価）

〈事業担当（河川整備課）より事業内容を説明〉

○轟会長：それでは、本件について御審議願います。御意見、御質問ございましたら挙手をお願いします。

○委員：8ページの事業の進捗状況を見ましても、本事業はかなり進んでいると思うのですが、用地買収のところ、あとごくわずかのパーセントが残っているかと思いますが、何かこの用地買収に当たって、困難な、絶対譲らないとか、何かそういった問題はなく、スムーズに今後進んでいく状況でしょうか。

●事業担当：例えば大柏川の第2調整池などは、難航地権者が残ってしまっている状況でございまして、なかなか進捗がこのところ進んでいないというのが正直なところでございます。

○委員：用地買収と全体の残りのパーセントが同じようなところでしたので、かなり用地買収が難航しているのかなと思い聞いてみました。

○轟会長：本件でやはり一番気になるのは、残事業で費用便益比が1.02と大変厳しい状況で、つまり、これは残事業だけで見るのか全体事業で見るのかという議論があって、やはりこれまで効果が発揮しやすいところからやってきているのでこういうことになっているのだらうと思うのですが、まだ少し残っている部分に関しては、被害が小さいところが残っているからこうなっているのかなと思ってはいるわけですが、ただ、基本的に1.0を下回ればできないというか、やはり効果がないということなので、もうやめてしまってもいいのではないかという判断もできてしまうわけですね。そう考えたときに、この効果の算定の結果について、上振れ、下振れという可能性を確認させていただきたいと思うのですが、今後、要するに費用、コスト縮減の話もありましたけれども、しっかり費用削減ができるかどうかということですね。さらに、先ほど用地の取得が困難とありましたけれども、これがどんどん伸びていくと、ますます効果が発現する時期が遅れるので、この1.0を下回ってくる可能性もあるということで、そういう可能性がないかどうかということ、あくまでも見込みでしかお話をいただくことはできないのですが、そのあたりについて見解をお聞かせいただければと思います。

●事業担当：浸水被害につきまして、まだ第2調整池等ができてない上流の方は、狭い範囲でございまして、まだ残っているという状況でございまして、どうしても数字的には1.0とかなり低い状況でございまして、今後、事業を進めるに当たっては、コスト縮減を図りながら、早目に事業を推進していくしかないと思っております。こちらについては、仮に1.0を下回ってしまっても、我々としてはどうしても必要な事業だと考えているとこ

ろでございます。

- 轟会長：おっしゃるとおり、1.0を下回ったからといって、ばしっと切ってしまうということではないと思いますが、やはり一応基準がありますので、そこはやはりこの数字を下回らないようなコスト縮減あるいは効果の発現を早める等、是非内部でしっかりと検討いただきたいと思います。また、これは5年後の再評価のときには、かなり厳しくなるのではないかと思いますので、それも含めて是非、全体事業の中での一部ではあるのですけれども、しっかりと整備を進めていただきたいと思います。

私はそういう意見ですが、皆さんいかがでしょうか。御意見、御質問いただければと思います。

細かいところで恐縮ですが、16ページに前回評価との比較がありますが、総費用の部分ですけれども、前回から16億円しか減っていないのですが、これは割引率の関係、基準年が違うからですか。実際にはもっと投入されているのですか。

- 事業担当：そうです。

- 轟会長：投入額はしっかりとあるということで、整備は進められていると。これだけ見ると、何か余り整備していないのではないかなと思ってしまいますが、そうではないということですね。確認をさせていただきました。

このような治水事業をしっかりと進めていきたいということでもあります。では、反対意見等ございませんでしたので意見をまとめますが、社会資本整備総合交付金一級河川利根川水系真間川について、対応方針案のとおり継続とすることに了承することでよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 轟会長：御異議がありませんので、了承されたということで、本審議会の意見は対応方針案のとおり継続ということに決定いたしました。

④社会資本整備総合交付金（河川事業） 二級河川栗山川水系栗山川（再評価）

〈事業担当（河川整備課）より事業内容を説明〉

- 轟会長：それでは、本件について御審議願います。御質問、御意見ございましたら御発言をお願いいたします。

- 委員：先ほどの事業で轟会長がおっしゃった総費用のところですが、先ほどからずっと考えていました。これは残事業の総費用と考えたらよろしいのですか。シートの14ページ目です。事業の全体に関して、割り引いて数字を出したというようなことではなくてと考えるとよろしいですか。

私のイメージですと、通常だとメンテナンスのコストとか、でき上がった後の50年間供用する間のメンテナンスのコストまで含めた形で総費用と出すケースが多いと思いますが、こちらでは、事業の進捗に伴い費用が減少となっているこの総費用というのはどう考えたらいいかというのを教えていただければと思います。

もう1点、先ほどから治水安全度ということで、1時間当たり50mm相当のもので想定しているということで、恐らくこれは国の基準もそうではないかと思うのですが、最近では50mmと聞いてもびっくりしない時代になっているのだと思います。ゲリラ豪雨のようなものが

多い中、見直しが今後行われた場合にどういう対応になるのかですとか、もしくは、いや、そんなに心配しなくても70～80mmまで実はいけるのだとか、そういうお話があれば伺いたいと思います。

●事業担当：事業費のことですが、これから投資する残事業と維持管理費については、委員のおっしゃるとおり入ってございます。

○轟会長：よろしいですか。これは私も混乱してしまうのですけれども、これは残事業での建設費と、あとは維持管理費も含んでという。

○委員：残の部分に関してだけ。

○轟会長：ということですね。

○委員：これは河川事業課様だけではなくて、全体で、この総費用の書き方は共通したものにしたいと思っています。これは感想です。

○轟会長：今の点、是非。私もいつも迷ってしまうのですが、今回14ページを見ると、現在価値化前も書いていただいているので、これは逆にわかりやすいですね。割引されると何かやっぱりわからなくなる。ほかの案件と比較していくと、この費用が増えたり減ったりしているのがあって、このあたりもよくわからなかったり、これは便益も同じですけれども。そういったところも、我々幾つかの案件を聞いてくると、あれ、なんでこっちが増えてこっちが減るのだろうといういろいろ迷ってしまいますので、書き方を統一して、いろいろ情報をしっかりといただけるとありがたいと思います。

●事業担当：今後工夫させていただきたいと思います。

○轟会長：よろしく願います。では2点目。

●事業担当：もう1つの御質問でございます。今回はこの栗山川でございますけれども、今は10分の1の計画で進めているところでございますが、将来計画は50分の1というものがございまして、この計画がある程度千葉県全体で終わったら次の段階にということを考えてございます。例えば、先ほどの真間川など被害が大きくなる場所では、もう既にグレードアップ、次の段階の50分の1にすることも今考えているところでございます。その上の計画を一応持っているという状況でございます。

○委員：安心いたしました、ありがとうございます。

○轟会長：去年の審議会でも、少しこれは基準が低いのではないかという御意見もあったと思いますので、まず第1段階ということかと思えます。

○委員：これも大変重要な事業だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思っているのですが、質問は、残事業の方が何といいますか事業全体に対してB/Cを稼いでいるという中で、工事が56%というのが気になります。これがもし達成できなければ、事業全体で1を上回るのだろうかという心配もありまして、工事着手が昭和49年度、工事終了が平成38年度ですので、ちょっと残りの事業の割合が多いかなというところなのですが。是非、困難があればそれを何とか乗り越えてこの効果を出していただきたいのですが、56%というところの御説明をいただければと思います。

●事業担当：栗山川につきましては、川の周りが、まず水田などが広がっているところでございますので、工事費もそれほどかからないという想定をしているところでございます。基本的に堤防を広げるということで、ある程度水防が発揮できると考えているところでござい

ますので、今後はもう少し進めていけると見込んでいるところでございます。

○轟会長：よろしいですか。全体の費用も大きくないので、もっと早く整備した方がいいのではないかと個人的には思ってしまうところではあります。

今のに関連して、全体事業のB/Cが1.1と低いのですけれども、これは前の案件とは逆の傾向ですけれども、これがどうしてなのかなと思うのですが。要するに、被害の出ているところが違うのだらうなと思いながら見ているのですけれども、このあたりについて少し御説明いただけますでしょうか。

●事業担当：これから事業が進めば、市街地の方の便益が上がるということで、まだそこまで進んでいないということもありまして、これが1.4と1.1ということになっているのではないかと思います。

●事業担当：それと、先ほど段階整備というお話をさせていただいたのですが、今まで投資した工事費についてはまだ5分の1までなので、計画段階まで便益がまだ広がってなくて、これから最後、掘削をすることによって後から工事の効果が発現してくるというのも、先ほどの説明にプラスしてあるかと想定してございます。

○轟会長：はい、わかりました。ケース・バイ・ケースでその事業によって、あるいは市街地の位置とかによって変わってくるということでしょうかね。

○委員：これから市街地の工事に取りかかるわけですが、市街地の部分での用地買収は難航するような状況はありますか。

●事業担当：一部難航地権者が市街地の下流のところらにいらっしやいまして、そこが今事業をやっているところでのネックになってございます。この辺りは粘り強くやっていくしかないと考えているところですが、難航地権者はやはりいらっしやるという状況です。

○轟会長：用地の進捗率は94%と高いのですが、やはり難しいところが残っているということでしょうか。御回答のように粘り強く、是非進めていただければと思います。

それでは、おおむね御意見が出ましたので、意見をまとめます。おおむね賛同の御意見だったと思いますので、本件社会資本整備総合交付金二級河川栗山川水系栗山川について、対応方針案のとおり継続することに了承するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○轟会長：それでは、御異議ございませんので、本審議会の意見として対応方針案のとおり継続ということに決定いたしました。

(休 憩)

⑤社会資本整備総合交付金（河川事業） 二級河川作田川水系作田川（再評価）

〈事業担当（河川整備課）より事業内容を説明〉

○轟会長：それでは、本件について御審議願います。御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

○委員：スライド5ページの事業の進捗状況の説明の中で、施工済み区間に、緊急的な事業で行ったという御説明があったかと思えます。それについて、この区間を決める優先順位です。緊急性ですとか、例えば災害が起きたのでそこに対処療法でまずはそこから行って

きたのか、それとも外の要因で何か緊急的に行わないといけなかったのかという経緯について御説明いただきたいと思います。

●事業担当：こちらについては平成10年ぐらいですか、時期は定かではないのですが、成東市街地、このJR東金線が走っているところですが、こちらの被害が大きかったということで、床上の緊急対策という事業を、5年間限定で進めておりました。部分的にやらないと5年間で終わらないということで、このように残っているところがあるという状況で今に至るということでございます。

○委員：成東は確かに大きな町なので重要だと思います。そういう意味では、並行して流れるこの境川についても、同様に成東の市街地にかかっているようですが、こちらについてはそういう対策等はされているのでしょうか。

●事業担当：こちらについて事業は行ってございません。被害が余りなかったと認識しています。

○委員：費用対効果も大きいことですし、ぜひ速やかに完成いただければと思います。

質問は、スライド6ページの事業の進捗状況の中で、事業化年度と工事完了年度からすると順調に進んでいращやるのかなと思うのですが、用地費のところ72%と、残り3割ぐらい残っているところの状況を教えてほしいのですけれども。難航地権者さんもいращやるのかもしれないけども、もしかして共有地になっていて地権者さんが非常に多いところがあるのかもしれないと思ったものですから、少し教えてください。

●事業担当：中流部については、こちらも田んぼなのでそれほど問題ないと思っているのですが、日向駅の上流は、かなり川幅が狭くて、それを広げるとかなり既存の住宅地を買収しなければいけないというところで、そこも現在一件問題になっているところがございまして、その周辺が難航しているという状況でございます。

○委員：頑張ってください。

○轟会長：JRに沿っている部分もあって、なかなか難しいのかなと思いついておりました。

○委員：先ほどの案件の中でも会長が触れられていましたけれども、それに関連するところでございますが、残事業のB/Cが5.7で、前回の評価でも7.7というところで、事業全体が2.8という数字を見ますと、もう少し事業全体が高くてもいいのかなと思うのですが、何かこの辺りであれば教えてください。

○轟会長：関連して、調書の3枚目に別紙様式5があります。3番目の右列で、24年度の上の段の表の中の括弧で書いてある1,275億が総便益、これは全体事業ですよ。それに対して今回が下の段の435億円、これが3分の1になるのがどういうことか理解できないのですが、これもあわせて説明いただけますでしょうか。

●事業担当：こちらについては地盤高の資料の見直しを行ったところ正確なデータが手に入りまして、それで再度計算した結果、浸水範囲が変わってしまったという結果でございます。計算上はそのようなことで便益が減少するという結果になりました。

○轟会長：つまり、前回の評価時の浸水被害に対して精査した結果、浸水被害はそんなにないということになったということですか。そういう結果だったということで、便益がこれだけ下がってしまったということですか。

●事業担当：はい。

○轟会長：委員からの御質問に関連するのですけれども、やはり私もこれが気になって、便益が

何でこんなに下がってしまっているのだろうと思ったのです。そういうことですか。先生、よろしいですか。

○委員：はい。

○轟会長：今の件は若干やっぱり気になるところで、どういう条件で計算をしていたか、過去のことを責めるわけではないのですけれども、やはりこういったところでこれだけ大きく変わってしまうというのはしっかりと精査しないと、見誤りを、事業に関して判断を間違ってしまうことがあると思っておりました。

●事業担当：先ほどの緊急的に投入した事業の年次ですが、床上浸水対策特別緊急事業、平成15年から20年の5カ年で集中的に投入しています。

○轟会長：大体よろしいでしょうか。本件に関してはB/Cもそれなりにありますので、全体については大きく下がった場合、繰り返しになってしまいますけど、非常に気になっておりまして、こういうことのないようにはしっかりしていただきたいと思っております。それでも見直してもまだ2.8あるということですから、大丈夫かなとは個人的には思っております。よろしいでしょうか。

では、御意見が出尽くしたようですので意見をまとめたいと思います。おおむね賛同の御意見かと思えます。推進をとという御意見だと思えますので、社会資本整備総合交付金二級河川作田川水系作田川について、対応方針案のとおり継続することに了承でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○轟会長：では、御異議がございませんでしたので、本審議会の意見は対応方針案のとおり継続ということで決定いたします。

⑥社会資本整備総合交付金（河川事業） 一級河川利根川水系高谷川（再評価）

〈事業担当（河川整備課）より事業内容を説明〉

○轟会長：それでは本件について御審議願います。御質問、御意見ございましたら御発言をお願いいたします。

○委員：事業の進捗について、6ページのスライドで御説明のときに、用地費がまだ2%ということで、これは河道改修に伴う拡幅のための用地ということが想定されているのでしょうか。

●事業担当：上流の方は用地買収が必要な部分がございます。

○委員：今後、用地買収において、かなり市街化が進んでいるので、かつ外環道とも関係すると思うのですが、買収の見込みについてはいかがでしょうか。難航が予測される場所がありますでしょうか。

●事業担当：実際ここは住宅地ではなくて事業用地でございまして、まだ交渉には今のところ至っていないのですけれども、そこまで難しいとは考えていないところです。

○轟会長：私から質問をさせていただきたいのですが、4ページや11ページに浸水図があるので、これが高谷川から離れたところで浸水被害があるということで、この高谷川の河川改修を行うことと、この離れたところでの関係がつかめなかったのですけれども、教えていただけますでしょうか。

- 事業担当：要するに、この区域の下水道が高谷川に流れ込みますので、高谷川の水位を下げることによって、こちらの方の浸水被害が軽減されるということです。
- 轟会長：なるほど、自然流下しているということですか。
- 事業担当：低平地で流れにくいので、高谷川から水を吐き出さないと、どうしても浸水してしまうという地域でございます。
- 轟会長：自然流下しているのでしょうかね。だから、ポンプアップしないといけないということですね。
- 事業担当：ポンプアップしないと難しいということで、排水機場の方を先に整備を進めているということです。
- 轟会長：それは高谷川の方ですね。
- 事業担当：それと、今先生がおっしゃった上流の改修は、という話がもしかしたらあるのかもしれないのですけれども、そうすると、高谷川の上の方については、現在江戸川のスーパー堤防の計画もありまして、それにあわせて高谷川の上流は付け替えを今後行う予定でございますので、その下流部の方で流下能力をアップさせるというのをまず第1に考えてございます。上流部の付け替えをどうするかというのがまだ決まっておられませんので。
- 轟会長：この辺りが若干気になって、果たして本当にこの効果がこの整備で出るのだろうかということが若干気になったのでお伺いいたしました。
- 委員：スライド14枚目で、水門、排水機場が100%で、河道改修が9%ということで、それは順番にやったということで、今御説明いただいたので理解したのですけれども、これから残りの河道改修をやっていくと思うのですけれども、先ほどおっしゃっていた付け替えというのは、河道改修とは別に含まれるのですか。
- 事業担当：この中には入ってございません。
- 委員：わかりました。
- 轟会長：大きな事業が、全体の中での大きなポンプ場の排水機場が完成したということで、残事業についてはB/Cが小さくなっていると解釈ができると思いますが、ただ引き続きやっていかないと浸水域は減らないということかと思って理解をいたしました。よろしいでしょうか。
それでは意見も出尽くしましたので、まとめたいと思います。おおむね反対の意見はございませんでしたので、社会資本整備総合交付金一級河川利根川水系高谷川について、対応方針案のとおり継続とすることを了承でよろしいでしょうか。
(異議なし)
- 轟会長：では、御異議ございませんので、本審議会の意見として、対応方針案のとおり継続ということに決定いたします。

⑦社会資本整備総合交付金（道路事業） 一般国道296号八千代バイパス（再評価）

〈事業担当（道路整備課）より事業内容を説明〉

- 轟会長：それでは、本件について御審議願います。御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。
- 委員：非常に重要な事業であると思います。それで、質問というよりも幾つかコメントを申

上げます。

8 ページ目の整備効果のところですけど、物流の効率化、「新たな物流経路により、定時性が向上」ということで、特に定時性とか信頼性ですね、旅行時間の信頼性という言い方をするといいかもしれないですけども、要は、おおよそこの時間で着くという正しい目安ができますと、実際に着く時間よりも早目に出なくていい、余分な時間を見込まなくていいということで非常に有用なのではないかと思います。ですから、信頼性の向上というのも強調なされるといいかなという気がいたしました。

それから、その下の9ページの商圈域の拡大で、商圈域が拡大することによって、こちらの大型商業施設にアクセスできる人たちが増えますよということですが、これはちょっとした疑問です。今拡大する青の色がついているエリアの方々は、恐らくほかのところに行らっしゃっているのだと思うのですね。そうすると、これは純増ではなくて、どこかの施設のお客さんを奪ってこちらに来ているだけということになりますので、これをカウントしてしまうとダブルカウントになるかなという気がいたしました。余り変なことは言えないですけども、例えば茨城に行っていた人がこちらに来ることになりますと、千葉県にとっては純増ですけどもということですよ。

○轟会長：1点目は、そういう信頼性ですね。これは本当に大きいと思っておりますけど、これについては、是非こういう中に書き込んでいただければと思います。

2点目に関してはいかがですか。これはB/Cの中には入っていない効果ですよ。

●事業担当：確かに委員から御指摘のとおり、このエリアにつきましては、近傍に大型ショッピング施設などが実際にはございます。こういった中で、同じ時間の条件の中で買い物をされる方たちの選択肢が増えてくるということになるかと思っております。

○轟会長：そうですね。選択肢が増えるという効果は非常に大きいとは思いますが、ただ、そのところがB/CのBの中には入っていないので、多分大丈夫だと思っております。

○委員：全体的な話で、残事業のB/Cが11.0ということで、全線開通することによって大きな効果があるという意味で、非常に意義の大きな事業だと思っております。

その中で1点、安全性の向上ということで、スライド7枚目の整備効果ですが、確かにおっしゃられるような勝田台駅前などの事故が減るという一方で、今回のバイパスが全通することによって、ユーカリが丘のようなニュータウン地域の近くを通ることになります。そのため、今まで通過交通が入らなかった地域にも、トラックなど大型車が入ることによって、また別の地点、例えば学校があるところでの交通事故の可能性もあるかと思っております。ここに出ている交通事故減少便益においては、そういったところの新たなリスクについてはどのように評価されているか教えてください。

●事業担当：便益の中では、バイパスができることによりまして、交通が現道とバイパスに分散されることとなりますので、片やバイパスができることによりまして広い歩道、あるいは十分確保された車道の中で大型車の通行が可能になるということと、先ほど御説明させていただきましたが、現道は歩道が狭いところ、あるいは路肩が狭いところがございますので、交通が分散されることによりまして、現道上の安全性が改善されると考えております。B/Cにつきましても考慮されたものになっております。

○委員：ありがとうございます。

○委員：スライド10枚目についての質問です。コスト縮減していただくのは非常によいことだと思いますけれども、路肩が0.75mになって歩道が3.5mになると、実際、歩行者が一定見込めるような場所だと少し不安な気がいたします。もともとが4.5mということなので、ある程度歩行者の交通量があると思って計画されたのではないかとも思いましたので、3橋のうち2橋をこのような形にされたということですが、具体的にどの箇所で、これから整備される箇所であるのか、どれぐらいの延長の話なのか、近隣に小学校があって通学路に入っていないか、そのあたりの説明をいただけたらと思います。

●事業担当：今回の八千代バイパスの区間でございますが、国道16号から八千代市内の上座という区間でございまして、現状としましては橋梁の区間は市街化調整区域の部分でございまして、沿道状況としましては、小学校などはございません。しかしながら、歩行者とか自転車の移動経路の一部ということでございますので、そういった中では、歩道は両側歩道として確保しなければならないのかなと考えております。

実際に橋梁の整備としましては、資料の3ページをご覧ください。まず左側から御説明させていただきますと、国道16号側の3工区に既に橋梁が設置されておまして、まだ未供用区間の中で橋梁が既に1橋整備されております。残りもう1橋につきましては、設計が完了しておりますが、用地の取得がまだなされていない状況の中で橋梁の幅員を変更しているところでございます。

まず、出来上がっている1つ目の橋梁の橋長でございますが、これは幅員を縮小しておりますが、75mの橋梁が出来上がっております。それとあと、もう1つが、橋梁の設計自身は終わっておりますが、まだ工事としては実施していない橋梁が、やはり同じ3工区の中にございまして、こちらが73mの橋梁でございます。残り3橋のうちの1橋につきましては、まだ概略設計レベルでございまして、今後、詳細設計に向けて検討していくものでございますが、橋長としては約200mでございます。

○轟会長：私も若干ここは気になりまして、最近、自転車を車道におろした経緯もあって、路肩を狭くするとちょっと気にはなるのですが、道路構造令がこういう基準をとっているのので、それに合わせてコスト縮減をしたということは理解しております。そういった配慮も、もし自転車等が多いのであれば、先ほども御意見ありましたが、多少余裕を持って、歩道も狭くしているのので、歩道をこれ以上狭くはできないかもしれないですけど、ちょっと配慮が要るかなと思います。道路構造令をそのまま設計する必要もないかなとは思っております。コメントです。

では、私から。この件ですけど、前回のときには供用開始年は33年度を見込んでいたと思うんですけど、今回38年度に延びているのですが、この件について説明いただけますでしょうか。

●事業担当：今回38年度に延ばす理由としましては、現在、用地買収に時間を要しているところでございます。用地を協力していただく交渉の中ではいろいろと地権者からの要望などございまして、それに時間を要しているところでございます。また、共有地もございまして、そういった用地交渉の期間と橋梁部分の工事や道路改良の工事というスケジュールを勘案した結果、今回5年の中で、用地を約2～3年の中で進めまして、工事を並行して進めていく。工事可能な用地が確保できたところから順次工事に入っていくながら、5年間で整

備を進めていくというようなスケジュールで、今回 38 年とさせていただいております。

○轟会長：わかりました。御説明のとおりと思いましたが、先ほど一番初めに御質問で委員からあったとおり、全体事業に対して残事業の B/C が高いということで、これは、とにかくこの残事業を仕上げないと効果は発現しないということですから、是非遅れのないように進めていただきたい。もちろん慎重に用地交渉等をしていただくことになるのですが、御理解がいただけるように粘り強く交渉をいただければと思います。

それでは、意見が出尽くしましたので意見をまとめます。社会資本整備総合交付金一般国道 296 号八千代バイパスについて、対応方針案のとおり継続とすることを了承でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○轟会長：それでは、御異議ございませんので、本審議会の意見は、対応方針案のとおり継続ということで決定をいたします。

⑧防災・安全交付金（港湾事業） 館山港海岸館山地区（再評価）

〈事業担当（港湾課）より事業内容を説明〉

○轟会長：それでは、本件について御審議願います。

本件はちょっと特殊事情があるということではありますが、現状の計画に関して御説明をいただきました。御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

○委員：非常に重要な事業だと思いますし、高潮から守ったら海岸の利用便益も出ているという一石二鳥のすばらしい事業だと思うのですが、2点ほど質問させてください。

17 ページの表ですけれども、総費用のところ。現在価値化前の額が前回評価と同じ金額になっているのですが、前回の平成 19 年の段階と今回の状況を比べますと、かなり手厚い工事になっていそうなのですけれども、というのが、かなり嵩高になっていたと思うのですが、費用増はないのですかというのが 1 点目。

それから、2 点目ですが、15 ページです。海岸利用便益のところ。トラベルコスト法を使って、アンケートを使ってというようなことなのですが、今回のこの整備によって、より良い砂浜になれば、恐らく旅行者は増えるのではないかと。その増分は見込んでいらっしゃいますかという質問です。

●事業担当：1 点目の御質問でございます。整備費が変わっていない点でございますが、新たに再整備という形で再確認をしていないということで、現状どおりの予算ということで考えさせていただいております。

○轟会長：この事業は前回の評価後、しばらく止まっているということですね。見直しがこれからかかるので、ここの費用に関しても前回のまま、見積もりのとおりということですかね。

●事業担当：そうさせていただいております。

それでは、2 点目の、海浜利用の増員は加味されているかということになるかと思いますが、今後の工事によりまして入込客数は増加するものと予想はしております。ただし、近年の入込客数が 2 万人前後の横ばいで推移しているということも加味しまして、過大評価をしてはならないということをお考えまして、その観点から、最新の入込客数である平成

29年度の1万6,522人を需要の設定といたしまして計算をさせていただきました。

- 委員：そうしますと、今でもおよそ2万人いらっしゃってお金を落としてくださっている。その整備が終わった後も2万人であるということになると、増分が私にはゼロに見えるのですが、どのようにその部分をお考えでしょうか。この整備を行ったことによる便益を出すためには、あくまでプラスアルファ、例えば、2万人の人たちが1人当たり、より多くのお金を落としてくれるのか、もしくは人数が増えるのかといったところで便益は出てくると思うのですが。
- 事業担当：今、説明用スライドということで出させていただいたのですが、消費者余剰というところで、利用者がサービス等を受けるために支払ってもよいと考える費用につきまして、実際にかかる費用の差額というところで計上させていただいております。
- 轟会長：今の御質問は、私も完全に理解をしきれなかったのは、前の案件で、ウィズ・ウィズアウトですから、入込客数は変わらないとなれば、今、ウィズアウトの整備をしなくても発生する便益なのではないか。ですので、入込客数が増えないと、ウィズの場合の便益にならないのではないかとということですか。トラベルコストはどうなっているか。
- 委員：トラベルコストじゃなくてそのものの評価ですかね。これは、もしも整備がされたときにどうですかという質問をなさっているのですか。
- 事業担当：整備が完了したときにですね。
- 委員：完了したときに、こういうような施設になります。それに対する評価ということですか。
- 事業担当：はい。
- 委員：そうであるとする、そのものの評価になってくるのですか。どこか差分を取らなくてはいけない気がするのですけど。
- 轟会長：そうですね。それは御指摘のとおりのような気がします。差分でないと、ウィズアウト係数は、多分今ゼロになっていますよね。入込客数がない場合になっていないですかね。
- 委員：今でもかなりのお客様がいらっしゃっていますよね。今でもとても大きな価値を持っている地域だと思うのですが、追加の投資をしたことによってですね。とすると、差分でないとおかしくないかなという気がするのですけど。
- 事業担当：消費者余剰掛ける入込客数ということで算出しています。
- 委員：消費者余剰はグラフも含めてわかるのですけど。
- 委員：アンケート調査が実際に、サービスというものがプラスの、景観がよくなるというもので聞いていけば消費者余剰になると思います。アンケートの聞き方が新しい環境になることによって支払うということにしてあげればよいと思います。
- 事業担当：アンケート調査の結果によって、さらに支払ってもよいと考える費用からです。
- 委員：さらに、だったらオーケーだと思います。
- 事業担当：実際に使った費用との差分になっていますので、その部分で将来の便益を見込んでおります。ただ、入込客数については、現状では横ばいの状態になっておりまして、過大な便益の算入を避けるために、現状の最新の入込客数を使用しております。
- 委員：アンケートの設計を簡単に伺いたいのですが、トラベルコスト法というのは、遠くに

住んでいる人たちがお金をかけてここに来ますという部分がベースになりますよね。ここで幾らお金を使いますかという、その先の支払い意思額まで聞いていらっしゃるのですか。通常そちらがメインではなくて、例えば東京に住んでいる人たちがここに来たい、年間何回ぐらい来たいというふうになったら、例えば往復で5,000円のお金をかける人たちが年間何回来るかというようなところで需要曲線が引けるのですね。そういうグラフなのではないかな。それで費用を切って需要の予測ができるというのが通常のトラベルコストかなというふうに思います。

○轟会長：私もそこはそう思って、先ほどの回答だとCVMと混同している気がするのですよ。私も少し今混乱していますが、トラベルコストの場合には、入込客数が変化しないと差分にならないのではないですか。

○委員：そのものの価値になりますよね。そのものの価値で、もともとそこに海岸があるということは、もともと何か価値があって、追加の投資に対する便益を考えているのであれば、やっぱり差分でないといけないのではないかなという気はします。

厳しいことばかり言ってもおもしろくないので、この入込客数の2万人ぐらいの数字は、控え目な数字ですと伺えばとても安心するのですが、数年間の平均値をとられてもいいかなという気がします。もしかすると、とてもずば抜けて多い年の数字を使ってしまっている可能性も、説明がない限り否めないもので、例えば5年平均とか3年平均とかにすると平準化されるかな。特に今回の場合ですと、数字が少し大きくなるらしいということでもいいのではないかなと思いました。

○轟会長：私も今細かいところが思い出せないのですが、手法のところを精査していただければと思いますが、「個人が支払っても良い」というところが、1回に対する費用なのか、何回もというものが費用の中に入っているとすれば、もしかしたらいいかもしれないなと思いながら、不確かなことを言うといけないのですが。ただ、フォローするわけではないのですが、いずれにしても海岸利用便益に関しては浸水防護便益に比べて小さいので、この部分がもし変わっても、結果には大きく響かないとは思っております。ここで余り踏み込んで結論が出せないのですが、結果には響かないと思っております。そこのところはしっかりマニュアルの確認をしていただければと思います。

○委員：浸水防護という意味で重要かつ不可欠な整備だと思いますので、進めていただきたいと思っておりますが、その上で、この中身を理解するために幾つか質問させてください。

直立護岸で既設のものがあるということですがけれども、それがもともとあった護岸のことだと思うのですが、6ページにある既設護岸、直立護岸の天端高と、その整備内容で、7ページの図と10ページの図を見比べると、津波に対する防護高A.P.+6mが、直立で建てた場合の高さで、それを前出しして5mで造るのかなというふうに見えるのですがけれども、その理解で合っているかということ。

それと、13ページの青色のこれまでに実施した内容が暫定の天端高で造った部分だと思うのですがけれども、残りの事業でそれを計画天端高3.5まで上げることも含めた今回のお話だったのかということの確認させてください。

●事業担当：まず10ページの既設護岸高ですが、こちらはA.P.+5.0mで、今、階段護岸を計画している護岸と同じ高さになります。7ページの津波に対する防護高は、これはあくまで、

これから海岸づくりをやるに当たって、こういう高さになりますと提示した目安のもので、ここに今こういうものを造るということではございません。

それと、13 ページのことですが、今委員のおっしゃったとおり、突堤等が A.P. + 2.5m の暫定でできているという事業費が 22 億円、あと人工海浜の養浜が 1 対 20 という勾配で造るものが、まだ 1 対 5 の暫定で養浜してあるというところがございまして、そういった残りの部分を全て実施するのが 56 億円となっております。

○委員：そうすると津波に対しては将来的に緑で書かれた A.P. + 6m のものを、今回の事業とは別に今後の新たな事業で建てる可能性があるということでしょうか。

●事業担当：まさしく海岸づくりで地元がどういう選択をするのかというのが、まだわからない状況でございますので、実際、ハードで津波を防護していくのか、それともソフトで、避難計画とか避難タワーとかという海岸施設とはまた別のハードという形か、どういう選択をされるのか、今後、海岸づくり会議の中で話されていくこととなります。

○委員：それから、細かい数字が読み取れないのですが、今回前出しするのは何mぐらい前に出すことになるのでしょうか。面的にやると、当然前に結構な距離を出すと思うのですけれど。

●事業担当：突堤が大体 100m ぐらい前出ししてございまして、養浜のほうは 60~70m ということとなります。

○委員：今回、浸水被害を防ぐためにしなくてはならない事業だと思うので、実施していかれると思いますけれども、面的にやると当然海が遠くなるということにもなってジレンマが発生しますけれども、後背地がビーチ利用促進モデル地区ということで、しっかり検討されていると思うのですけれども、後背地域との一体性をよく地元と調整して進めていただければと思います。

○轟会長：私も今後の進捗がどうなるのかというのが一番気になるところであります。こういう災害に係わるものですので、じっくりと、しっかりと地元の調整をしていくというのも重要ですが、やはり被害がいつ起きるかわからないということがありますので、しっかりと早目に結論を出して進めていただきたいと思いますと思っております。

それでは、おおむね意見が出尽くしましたので、意見をまとめます。防災・安全交付金館山港海岸館山地区について、対応方針案のとおり継続するということを了承でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○轟会長：それでは、本審議会の意見としまして、対応方針案のとおり継続ということで決定をいたします。

(休 憩)

⑨社会資本整備総合交付金（土地区画整理事業） 運動公園周辺地区（再評価）

〈事業担当（市街地整備課）より事業内容を説明〉

○轟会長：それでは、本件について御審議をお願いいたします。御質問、御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

それでは、私から簡単なことを、まず1点お聞かせください。13ページの表の下から4段目の供用という考え方ですけれども、これは、ここに書いてある換地処分が終わるときということの表記ですか。

●事業担当：先生おっしゃるとおりです。

○轟会長：そうしますと、ヘドニックで地代を出しているのは、34年度の地代を出している。

●事業担当：地代につきましては、今年度の平成29年度を基本に出しています。

○轟会長：これは事業が終わった後の地代ではなくてですか。

●事業担当：今現在の公示地価の価格を使いまして地代を出しております、平成34年度までは使用収益開始といまして、今60%ぐらい終わっているのですけれども、残りの40%を平成34年度までに完成させまして、あと50年間、B/Cを出させていただいて、割増率4%で割り返して足していくというやり方になっています。

○轟会長：要するに、地代に関してもウィズ・ウィズアウトで2つ出すわけですよ。ですので、今の29年度の地代と言われているのが私、理解できないのですが。

●事業担当：土地区画整理事業のB/Cの算定に当たりましては、面整備をすることによって地価に帰着するという考え方でやってまいります。先生おっしゃられるように、区画整理事業を行った場合と区画整理事業を行わなかった場合のその地区に係る地価の価格を出していきます。その地価の価格を出しまして、それを地代に直すのですけれども、その地代は、そのうち4%を地代というふうに考えまして、そのありなしの価格の差を積み上げていくという形になります。

●事業担当：評価時点の総地代をもってベネフィットという考え方で算定はされています。

○轟会長：基準年は29年ですよ。ですから、そのときにはまだ整備が終わっていない段階なので、整備が終わった後の地代というのはどういうふうに計算するのでしょうか。

●事業担当：平成34年度に出てきます総便益とありなしの差なのですけれども、その価格は34年度以降の50年間は同じというふうに考えます。それは4%割り返しがどんどん来ますので、その積み上げた結果という形になります。

○轟会長：つまり、34年度の地点での地代ということですね。わかりました。結構です。

○委員：今の轟先生のお話に関連してですけれども、細かい話なので、これは無視していただいていると思うのですが、世の中の地代というものは、何年か経つと上昇したり下落したりするものですね。基準年は29年ということですから、もちろん29年の段階まで4%で割り戻してくるといのはそのとおりだと思うのですが、29年の地代も、34年になったときには日本全国の土地の趨勢に従って何にもしなくても動いているはずですよ。動いている数字から4%の割り戻しというのが本来であると思うのです。すごく住宅ブームになって何にもしなくても3割上がるということもあるので、すごく万全を期すとすれば、そのような価格の上昇がないということをお前提とするのがいいかなと思います。

●事業担当：御指摘のとおり、例えば過去にバブル等がございまして、異常な地価の上昇がございましたけれども、そういうものは一般的には含まずに、普通に地価が整備によって上昇した場合、どのようになるかということでベネフィットを、先生のおっしゃるとおり、一般的な形で算定させていただいているという状況です。

○委員：今の話は、特にウィズアウトのところの29年の現地代が、要は、現在の何もしない状

態が34年になってもほとんど変わらないというよりも、同じですよという前提ですね。変化なしという前提を置くと、今の数字でこのまま使えると思います。

●事業担当：そういうことです。

○轟会長：御指摘のとおり、いろいろな社会的状況によって変わってきますので、なかなか難しいとは思いますが、そういったものを一定条件とした上で計算をしている。仮定を置いた上で計算をしているということかと思います。

○委員：コンパクトシティができ上がりつつあるということで、すばらしい事業であると思います。事業の効果というところで数値換算できない部分で、コンパクトシティ、次代を担う都市であるというようなことを少し文章にされたり、あと御説明のときに、中心地ではないエリアの土地を売却して、こちらの事業に充てるようにして事業費の縮減に努められているというような工夫も伺いましたので、そういう知恵の部分も少し出しながら、すばらしい事業だということを前面に出されてもいいかなと思いました。

○轟会長：確かにおっしゃるとおり、駅を中心に宅地開発をしているという意味では、今のコンパクトシティの考え方に合っていると思いますので、そういったことも書いてあると、この事業の良さが浮き出るかもしれません。

では、私からもう1点、先ほどの供用年の換地処分の34年ですけど、残り数年でこの進捗率で、見込みはどうかというのが少し心配になるのですけど、いかがでしょうか。

●事業担当：議会でもよく御質問を受ける内容でございますけれども、当然、地権者さんがおられて、御理解いただける方、御理解いただけない方もいらっしゃいますので、そういう地権者さん対応をしっかりしつつ、今の事業年度を目標に頑張っていきたいと考えております。

○轟会長：区画整理に関して、まだ地権者さんの合意が得られていないということですか。

●事業担当：折衝していく間に心変わりされる方も多々ございますが、難航する方もいらっしゃいます。難航地権者をしっかり説得して事業を進めていきたいと考えています。

○轟会長：最後の換地のところで、また少しもめたりするのかもしれませんが、できてくると、あっちがいい、こっちがいいと言い始める可能性もありますので、非常に難しいところかもしれないです。わかりました。ただ、せっかくですので、しっかりと事業を進めていただければと思いますし、そして換地をしっかり終えて、しっかりとまちづくりを進めていただければと思います。

B/Cの数字に関しては、この程度なのか、どうしても地価が上がっていない状況で、整備をしても地価の上昇はなかなか見込めないところもあって、昔の区画整理のような共有地等の売却等での利益もなかなか得にくいというようなこともあるのかなと思いつつ、非常に良い事業だと私も思っているのですけど、これだけの事業にしては、費用便益比が小さいなという感じはしております。要するに、便益に計上できるものが少ないということかもしれないのですけど、ただ、ヘドニックの場合には全ての様々な効果が地価に反映されると考えると、なかなかそうも言い切れないところもあるかなと思います。これは感想です。

それでは、おおむね意見が出ましたので、まとめさせていただきます。社会資本整備総合交付金運動公園周辺地区について、対応方針案のとおり継続を了承ということでよろし

いでしょうか。

(異議なし)

○轟会長：それでは、御異議ございませんでしたので、本審議会の意見は対応方針案のとおり継続ということで決定いたします。

⑩社会資本整備総合交付金（土地区画整理事業） 木地区（再評価）

〈事業担当（市街地整備課）より事業内容を説明〉

○轟会長：それでは、本件について御審議いただきたいと思います。御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

○委員：コスト削減のページがなかったのですけれども、あと3年で残り1割だから、もうそれまでのところで既に削減できるところはしたということで、今回ついていないのでしょうか。

●事業担当：コスト削減につきましては引き続きやっております、あと残された部分しかございませんけれども、なるべく工事費を軽減するような、先ほどもございましたけれども、建設発生土等を有効利用しながらやっていくということ、また、地権者さんに対するいろいろな換地交渉等ございますけれども、そういう面なるべくコストのかからないような方法で御納得いただくような形で持っていこうということで、コストにつきましては引き続き削減に努めていくということでございます。

○委員：先ほどの事業と似た形でということですね。先ほどちょっと聞き漏らしてしまったかもしれないのですけれども、業務支援による地権者との合意形成の推進とコスト削減のところがありましたけど、業務支援によるというのは、具体的にはどういうものでしょうか。

●事業担当：先ほど会長からもございましたけれども、地権者さんとの交渉は、仮換地指定をする、あなたはどの土地に行きますよということの交渉、それと、実際にその方の家などが道路や公園などに当たっている場合は、それを補償しなければならないということで、移転補償、家屋補償等がございます。そういう面において、職員だけではどうしても人数が足りませんので、また、行く回数もどうしても限られてしまうということで、民間に業務委託をいたしまして、その点で事業の回転を早めていく、そのようなことを行っております。

○轟会長：進捗を早めてコストダウンにつなげたいということですね。

●事業担当：そういうことです。

○轟会長：業務支援そのものについてはコストがかかる可能性はありますけどということですね。

○委員：総事業費の説明の中で、最初に306億円だったものが332億円に増加するというお話があったのですが、今回の最後に出てくる総費用の中にはそういったことも含まれているのでしょうか。

●事業担当：含まれております。少し説明させていただきますと、総事業費が上がった理由につきましては、東日本大震災以降、資材費、人件費が高騰しているということ、それと、江戸川の河川に近いということもございまして、地盤が余りよくない場所が工事をしていて新たに発見されて、それを地盤改良しなくてはいけないということで不測の工事費が発生したということで増額をしているということでございます。

○轟会長：先ほど事業計画の変更も申請しているということで、これは今の点とは別ですか。

●事業担当：含まれております。

○轟会長：わかりました。先ほどの件とほぼ同様な形で、ただ、こちらの方は進捗が早いということで、もう少しということですので、個人的な感想ですけど、今の変更も含めて、最後までしっかりと整備いただければと思っております。

それでは、御意見がもうありませんので、まとめたいと思います。本件社会資本整備総合交付金木地区について、対応方針案の継続を了承するというところでよろしいでしょうか。
(異議なし)

○轟会長：それでは、御異議ございませんので、本審議会の意見は対応方針案のとおり継続ということで決定いたします。

⑪防災・安全交付金（都市公園事業） 県立都市公園長生の森公園（再評価）

〈事業担当（公園緑地課）より事業内容を説明〉

○轟会長：それでは、本件について御審議願います。御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

○委員：基本的なところで恐縮ですが、多目的広場ゾーンというのがあると。多目的というのはどのようなことができる広場なのかというのが極めて基本的な質問です。

それから、コスト縮減の方策ということで何度も民間活力を導入したという文言が出てきましたけれども、これは PFI 等の抜本的方法をお考えですか。このような方法をお考えになると大きな事業変更が出てくるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●事業担当：まず多目的広場につきましては、仕上げには天然芝を張ってということで、例えば、この芝を利用してサッカーをやったり、催し物をやったり、地元から非常に要望があるグラウンドゴルフをこの場所でやったり、それと、夏の野球の大会のときには非常に車が混雑して、周辺の道路にまであふれる状況がございますので、芝生の下を基盤を強化してございますので、車が乗り入れることができます。臨時駐車場としても使うことができるということで多目的広場となっております。

○委員：今の利用方法とはかなり違う使い勝手のいい広場ができるということですね。

●事業担当：そうですね。

もう1つ、いわゆる民活についてなんですけど、昨年度の都市公園法の改正以来、Park-PFI などと言われているようですが、もともと公園法の設置許可で、いわゆる民間活力というのは活用できることではあったのですが、公募をしてそれを行うことで補助金が入ってきたり、あるいは、例えばカフェや売店などだけではなく、その周辺の園路とか広場も同時に、その収益を使って整備できるようになってございます。そういったことで、私どものコンセプトはこちらに書いてあるとおりですが、そのコンセプトに合ったものをサウンディングをかけて、いろいろ意見を聴取していきたい。その上で公募して、補助金で私どもでまずやればいいのですが、私どものノウハウ以上のものを民間のほうから提案いただいて、実際に整備を図ってもらえればと考えてございます。

○委員：極めて教科書的な知識で恐縮ですが、PFI を使う2つのメリットは予算の縮減で

すよね、1つは、一遍にお金が出ていかないのよいいということと、やはり民間のノウハウ、コストの縮減、それから、同じお金でもっとマーケットに精通している人たちがやると魅力的なものができるという、その2点だと思ふのですね。今、事業を拝見していますと工事終了年度が34年になっていて、このままだともう終わってしまつてPFIの入込み場所が少なくなつてしまふのではないかなと思ふのですけども、いかがでしょうか。

●事業担当：私どもといたしましては基盤をしっかりと早期に仕上げまして、できるだけ早くサウンディングをかけて、民間の方が出る意思があるか確認の上、間に合わせたい。もしなければ、私どもで多目的広場等は当初の予定どおり仕上げていきたいと思つておるのですが、できれば活用したいと思つております。

○委員：わかりました。ありがとうございました。

○轟会長：今の点、私もPFIだとすると時間がかかるなと思つて、PFI的と言つたほうがいいのか、そういう感じかなと思ひながら聞いておりました。

○委員：2つ質問でございます。1つ目は素朴な質問ですけれども、スライドの5ページ目、野球場の写真の下に平成28年利用者数3万6,000人とあつて表がございますけれども、供用開始からだんだん右肩上がりになるのかなと思つて予想して見ていたら、野球場は例年2万人は超えているけれど、平成22年、23年のように1万6,000人台に落ちることもあつて、平成28年と比べると倍以上違ふ、かなりばらつきがあつたりするのが、素朴に何でなのかなということですが、こういうふうな利用実績に基づいた利用見込み人数のようなものが今回のB/Cの計算に入つているのか、それとも公園利用者が公園までの移動費用をかけてまでも公園を利用する価値があるというような内容について、11枚目に書いてあるようなアンケート等のみの数値によつているのか、この利用者数というのが、使われているのかどうかということが1つ目の質問です。

2つ目は、質問というよりもコメントですけれども、県民の健康増進にも役に立ち、そして防災拠点としてもこれだけのものがあると安心だということで、すばらしい事業だなというふうに拝見しておりますけれども、茂原市の広域避難場所として千葉県の大宮防災拠点ということで、ふだんからも市民の方が、ここにこれだけの施設があるという認知が高まりますと、いざ災害時に非常に集中する可能性がございます。東日本大震災のときは公園をふだん管理している指定管理者の方々が、植栽管理やテニスコートの貸し出しなどは非常に手慣れたものであつても、避難所の運営、マネジメントという、慣れない業務をやつて非常に苦労した話も聞きますし、最近では、熊本地震で警察、消防、自衛隊等が集結する予定になつていた場所が、避難される方々がSNS等で、ここは空いているということで、一旦広まるとそこに集中してしまつて、結局、もともと計画上、救援部隊の方々が集結するはずの場所が、途中で場所を変えないといけないというような事例もございます。もちろんしっかり調整されているとは思ふのですけれども、公園緑地課さんと防災の部局の方々と茂原市の防災の部局の方々と、できるだけ早期から、そのような運用についていろいろなケースを想定して、早目に動かれるとよろしいのではないかなと思つております。コメントというかお願いします。

●事業担当：1番目の質問ですが、先ほど申しました国で定められた分析手法マニュアルに則つて利用者を推計してございます。35年の全体供用時点で約24万人ということで推計して、

その数値を使ってございます。

○委員：人数のばらつきがあるのは、大会があったらばらつくというように、これぐらいの数字は変わってくるものですか。

○轟会長：東日本大震災の影響もあるのですかね。

●事業担当：イースタンリーグですけれども、プロ野球の興行があったり、なかったりの年で、そこでばらついたようです。

防災については、先生御指摘のとおり防災部局と一緒に取り組んで、新しく多目的広場もできますので、しっかり調整していきたいと思っております。

○委員：SNSの時代は思わぬことが起こりますので、是非しっかりお願いいたします。

○轟会長：今の防災拠点に関しては私も気になっておりまして、先ほどの車両が入れるという意味では、自衛隊やヘリが入ってくるので、ここが非常に重要なと思っております。一時避難場所ですので、避難所としてではなくて、瞬間、発災直後はここに来るけど、避難所としてはどこかへ移ってもらうということが基本かなと思っておりました。その調整は、おっしゃるとおり本当にいろいろな機関が絡んでくるので、調整をしっかりやっておかないと難しい点は、いざというときに出てくるかなと思います。

それから、もう1点、11ページですけど、B/Cの計算の中で、これはトラベルコストと、もう1つはCVMですけど、多分トラベルコストのほうが大きいと思うのですけれども、この内訳はどんな比率でしょうか。

あわせて、マニュアルの中には残存価値のようなものは入っていないのですか。今ここは省いて書いていないだけですか。

●事業担当：残存価値は入っていないです。便益につきましては、直接のものと間接のものがございまして、旅行費用で出すわけですが、344億円を総便益で出しておりますが、そのうちの16.5億が直接というふうに計算しております。残りが間接。

○轟会長：間接便益のほうが大きいのですか。

●事業担当：はい。320億以上が間接便益になっております。

○轟会長：イメージとしては逆かなと思ったのですが、そういう数字になるのですね。そうすると、CVMのこの辺りの細かいところはお伺いしている時間がないのであれですけど、どういふ計算をしているとか、暴露人口はどのくらいかなど、このようところがわからないと、この便益に関してマニュアルどおりやっていると思いつつも、マニュアルの中でもそういう裁量の部分があるので、若干気になるころではあります。

○委員：今、轟先生が触れられた、この部分ですが、聞き漏らしたのかもしれないのですが、総便益が前回の評価のときに比べて70億ぐらい上がっている。それから、費用も60億ほど上がっているのですね。これは総費用に関する計算をなさっていて、事業費プラスメンテナンスのコストで、この差はどこで出てきますかというのをお願いします。

●事業担当：今まで部分供用開始から50年ということで計算期間があったのですが、マニュアルの改定によりまして、さらに全体供用から50年ということで、計算期間が長くなったというのが一番の要因でございます。

○轟会長：そうですか。でも、その先の50年は小さくなるから、こんなに上がるかなという気もしますが、そうかな。計算してみないとわからないですけど、わかりました。

先ほど私、内訳を見たい、もう少しどういう計算をしているか知りたいと言った背景は、残事業のB/Cが1.10と少し際どい数字なものですから、計算の仕方によっては下回ってしまうこともあると思います、下振れする可能性があるのか、あるいは少なく見積もってこの数字なのか、確認が必要だと思っていたので、少しそこが気になったのですがどうでしょうか。この数字はもう確実で、これよりも上と考えていいかどうかということですけど。

- 事業担当：直接利用価値につきましては、この地域は山武・長生・夷隅の人口ですので、外房地域は人口40万人で今回想定させていただきます。そうすると直接利用価値は少なくなってくるのが計算上出てきます。間接利用価値については緑とか防災の観点からやりますので、その数字はもう変わらないと思っています。直接につきましても、先ほど説明したとおり、今度は圏央道などを利用して圏域外からも来ますので、少なく見積もっていると我々としては考えております。

○轟会長：わかりました。ありがとうございます。

それでは御意見をいただきましたので、まとめたいと思います。防災・安全交付金長生の森公園について、対応方針案の継続を了承することでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○轟会長：それでは、御異議がございませんでしたので、本審議会の意見は対応方針案のとおり継続ということで決定いたします。

本当に長い時間、丁寧に審議をいただきまして、ありがとうございました。

議事(3) その他

○轟会長：それでは、委員の皆様から何か最後、まとめてというか何かこの場で御発言があればお受けしますが、ございませんでしょうか。

それでは、私から。初めて会長として進行させていただきましたので、若干気になったことを幾つかお願いも含めて述べたいと思います。資料等、一定のルールに従って書かれているのだと思うのですが、我々も聞いていて迷ってしまうことがあるので、少し資料を統一できるものは統一していただけると、通して見たときに、こっちでは違う書き方をしてあって、違う案件では違う書き方をしてあったりというのがあるので、そこをわかりやすくしていただければと思います。

あわせて、同じくわかりやすくという意味では、特に途中で変更されたようなものや、あるいは前回の評価から何が変わっているかということをしつこく強調して説明していただくとわかりやすかったかなと思っています。進捗によってどういうふうに変化が来てきて、費用が変わってきてという質問が多かったと思うのですが、やはり我々の知りたいことなので、そこのところはわかるような資料を作っていただければと思います。

それから、2点目はB/Cですけど、やはり若干気になっているのは、1.0に近いものが幾つかあって、こうしたものに関して、途中でもありましたけど、1を切ったから100%だめということではなくて、Bに換算できるものがどの程度あるかにもよりますので、判断は難しいですけど、やはり1つの基準としてありますので、このあたりの際どいところに関しては、私質問をさせていただきましたけど、少なく見積もっているというようなことがあって、これより下回ることがない、それから、コスト削減に関しても強化して、これよ

りももっといい数値になってくるということを宣言してもらえると、こちらは判断しやすいと思っております。そんなことが気になりました。

私から2点だけ申し上げておきたいと思いました。